

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員研修規則

平成27年3月30日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第1項及び第2項の規定に基づき管理者が行う職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、地方公務員法第39条第3項の規定により本組合が定める研修に関する基本的な方針（以下「研修基本方針」という。）に基づき、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と公務員意識のかん養を図り、全体の奉仕者としてふさわしい人材を育成することを目的とする。

(研修の区分)

第3条 研修の区分は、次のとおりとする。

(1) 職場外研修

すべての職員を対象に行う研修として事務局長が定める研修をいう。

(2) 職場研修

職場の日常の職務を通じて業務遂行上必要な事項に関して行う研修をいう。

(派遣、通信等の方法による研修)

第4条 管理者は、必要と認めるときは、職員に対し、派遣、通信その他の方法による研修を行うことがある。

(職場外研修及び職場研修)

第5条 事務局長は、研修基本方針に従い、職場外研修を適時適切に実施するよう努めなければならない。

2 事務局長は、所属する職員の業務遂行に必要な事項を習得させるため、職場研修が適時適切に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

(研修命令等)

第6条 管理者は、必要と認める職員に対し、研修を受けることを命ずるものとする。

2 前項の命令により研修を受ける職員（以下「受講者」という。）は、所定の規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

（講師）

第7条 研修の講師は、学識経験者又は本組合の職員のうちから選定する。

（教材等）

第8条 事務局長は、必要と認めるときは、受講者に対し教材その他研修に必要な物品を貸与し、又は支給するものとする。

（効果測定）

第9条 研修を実施する上で必要と認められるときは、研修効果を測定するため試験を行い、又は報告書若しくは調査書を提出させることができる。

（研修修了の記録）

第10条 管理者は、研修を修了した旨を記録することが適当であると事務局長が認める研修を職員が修了したときは、その旨を記録する。

（研修の受託）

第11条 管理者は、他の任命権者からその任命に係る職員の研修の実施について委託を受けたときは、この規則に準じて当該職員を研修する。

（自己啓発の支援）

第12条 管理者は、この規則の規定に基づく研修を行うほか、職員の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、職員が自発的な能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な措置を講ずるものとする。

（施行の細目）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。